

## 退職給付会計基準の改正動向

2005（平成17）年5月  
住友信託銀行 年金研究センター  
主席研究員 藤井康行

### はじめに

現在、我が国で適用されている退職給付会計の基準は、平成12年4月1日以降に始まる事業年度から適用されたもので、基本的な規範として、次の2つが存在します。

『退職給付に係る会計基準』（平成10年6月16日、企業会計審議会）

『退職給付会計に関する実務指針（中間報告）』（平成11年9月14日、日本公認会計士協会）

が上位の規範（会計基準）で、はそれの実務指針という位置付けです。

さらに、この2つを補間するものとして、『退職給付会計に関するQ&A』（平成12年1月19日、日本公認会計士協会）等があります。

これまでの大きな改正としては、法律改正によって厚生年金基金の代行返上が可能となったことから、『退職給付会計に関する実務指針（中間報告）』が、平成13年12月10日、平成15年9月2日の2度に渡って代行返上の会計処理に関する改正が行われたことが掲げられます。

今般、平成16年10月以降、「積立超過の年金資産」に関する会計上の取扱い変更について、大きく分けて2度の改正が行われました。

改正1 平成16年10月4日改正分：『積立超過額の事業主返還』に関する会計処理の改正

改正2 平成17年3月25日改正分：『未認識年金資産』の廃止

以下では、これらの改正のポイントを示し、さらに、退職給付会計基準における今後の課題を示します。

**改正1 平成16年10月4日改正分：『積立超過額の事業主返還』に関する会計処理の改正**

従来退職給付会計基準では、年金資産（退職給付信託を含む）が退職給付債務を超える（＝積立超過となる）原因を次の3つに分けて考えます。

- (a) 年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による退職給付債務の減少または年金資産の増加（数理計算上の差異）
- (b) 退職給付水準の引下げによる退職給付債務の減少（過去勤務債務）
- (c) 年金掛金が退職給付費用を超過する状態の継続

このうち(a)(b)を原因として年金資産が退職給付債務を超過する場合は、積立超過額について、退職給付会計上認識しない(未認識年金資産)こととされています。

**【退職給付に係る会計基準注解(注1)1】**

実際運用益が期待運用収益を超過したこと等による数理計算上の差異の発生又は給付水準を引き下げたことによる過去勤務債務の発生により、年金資産が企業年金制度に係る退職給付債務を超えることとなった場合には、当該超過額を資産及び利益として認識してはならない。

改正1 では、この前提を変えない中で、積立超過額の全部又は一部が事業主へ返還された場合の会計処理について、改正が行われました。

改正前は、返還額について、返還された年度において(特別)利益を計上する処理が認められていました。

改正前

**【退職給付会計に関する実務指針(中間報告)設例6(3)】**

年金資産の退職給付債務超過額(未認識年金資産)は、実際に企業への払戻しが行われた時点において利益として認識される。(意見書第四の4)

これに対して、改正1 の会計処理は、概略次のように行われます。

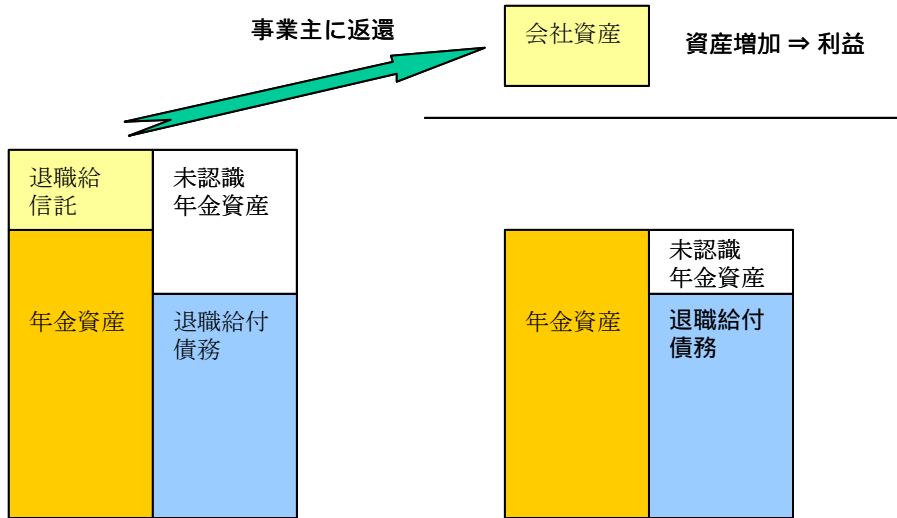
(ア) 返還によって(a)(b)が解消した額について、解消日に、「数理計算上の差異」、「過去勤務債務」として、費用処理(実際には費用の減額処理)の対象とします。この費用処理は、通常の「数理計算上の差異」「過去勤務債務」と同様に事業主の採用する会計方針(例、即時償却、一定年数で定額償却)に従って行われます。なお、「数理計算上の差異」と「過去勤務債務」とに合理的に区別できない場合には、全額を「数理計算上の差異」とすることが出来ます。

(イ) 返還額を事業主の資産と退職給付引当金の増加として処理します。

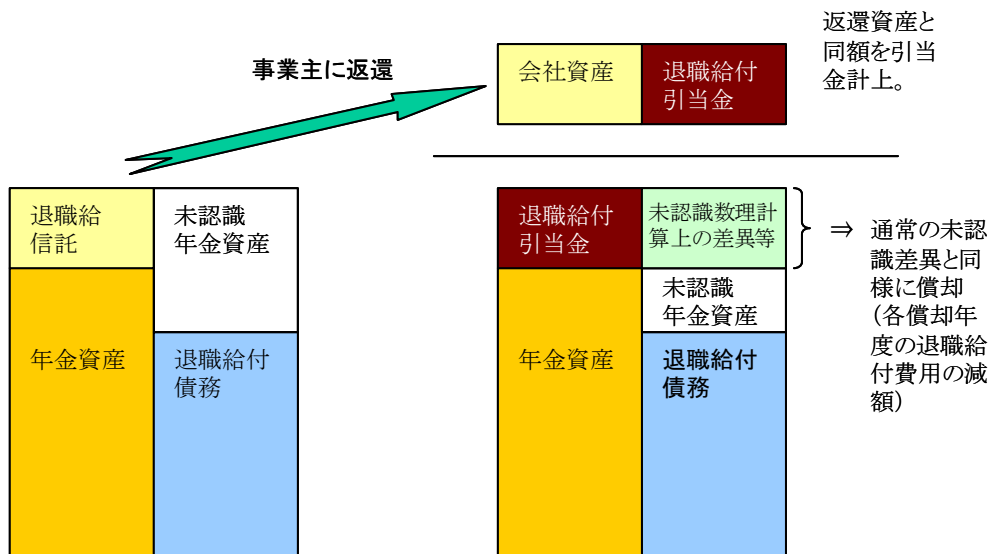
(ウ) 返還額が返還前の年金資産に占める割合が重要であり、かつ、「数理計算上の差異((ア)を含む)」のうち当該返還額に対応する金額の重要性が乏しくない場合においては、当該対応額を返還時に一時に損益として認識します。なお、返還額に対応する「数理計算上の差異」を特定することが困難であれば、年金資産の比率等によって合理的に按分した額とすることが出来ます。

以上を単純化して図解すると、次のようになります。

[ 改正前 ]



[ 改正後 ]



この改正は、簡単に言えば、積立超過の資産を事業主へ返還した場合に、改正前では、返還した年度における一括利益処理を認めていたものを、改正後では、一旦、未認識数理計算上の差異（または、未認識過去勤務債務）とした上で、通常の未認識額と同様に事業主の採用する会計方針に従って処理（退職給付費用の減額）することにしたものです。当時の新聞は、このことを次のように書き立てました。

【日本経済新聞 平成16年9月7日 朝刊】

信託拠出の年金資産 株高「返還益」計上認めず

企業が株高で大幅な積み立て超過になった年金資産の一部を取り崩し、利益計上する会計処理が認められなくなる。日本公認会計士協会は近く、企業が信託制度を利用して年金向けに積み立てた資産の返還を、原則認めない会計ルールの草案を公表する。2005年3月期から適用する方針。信託の活用は、退職給付会計の導入で顕在化した年金積み立て不足の解消策。安易な利益計上は企業会計の透明性を損ねると判断した。伊藤忠商事など返還益計上を決めていた企業は計画変更を迫られそうだ。……

しかし、改正1では、積立超過のために停止されていた認識が、事業主返還によって開始されるということですから、利益計上する会計処理が認められなくなるということではありません。したがって、益認識の開始時期について事業主の恣意性が残ることになりますし、事業主の採用する会計方針が数理計算上の差異等を単年度で処理する場合には、やはり、事業主返還の年度に返還額の全額が一時に益計上されることとなります。

このように、新聞記事が指摘している問題意識と改正1の間には認識のズレが見られます。

改正1は、『退職給付会計に関する実務指針（中間報告）』に関するもので、公表日（平成16年10月4日）以降に返還が行われた場合に適用することとされています。ただし、公表日以前に行われた返還であっても、公表日を含む事業年度に行われた返還については、改正後の指針を適用することが望ましいとされています。

## 改正2 平成17年3月25日改正分：『未認識年金資産』の廃止

改正1が『退職給付会計に関する実務指針（中間報告）』に関するものであるのに対して、改正2は、上位の規範である『退職給付に係る会計基準』に関するものです。ただし、『退職給付に係る会計基準』が改正されたことに伴い、それに関連する部分について『退職給付会計に関する実務指針（中間報告）』の改正も同日付で行われました。

改正2の内容は、簡単に言えば、『未認識年金資産』の取扱いを廃止するものです。具体的には、前掲の【退職給付に係る会計基準注解（注1）1】における「当該超過額を資産及び利益として認識してはならない。」との定めは適用しないこととするものです。

現在の『退職給付に係る会計基準』は、平成10年6月16日に大蔵省（当時）に置かれた企業会計審議会が公表したものです。従来、わが国の会計基準は、『企業会計審議会』が決めていたのですが、平成13年に『財団法人 財務会計基準機構』が設立され、その後は、そこに置かれている『企業会計基準委員会』がその役割を担っています。したがって、今回の改正2は、企業会計基準委員会が公表したものです。

改正2を適用した後は、上述の『(a)年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したこと等による退職給付債務の減少または年金資産の増加（数理計算上の差異）』、『(b)退職給付水準の引下げによる退職給付債務の減少（過去勤務債務）』を原因として積立超過となった場合でも、積立超過ではな

い場合と同様に、数理計算上の差異又は過去勤務債務は、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、退職給付費用の減額として処理することになります。また、今回の改正を適用する際に、既に存在する未認識年金資産については、経過措置に従って解消(退職給付費用の減額処理)されることになります。

#### 適用時期と経過措置

(ア) 原則：平成17年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

##### [経過措置]

適用年度の期首に未認識年金資産が存在する場合には、当該未認識年金資産を数理計算上の差異と過去勤務債務に合理的に区分し、適用年度の期首に発生したものとみなして、企業の採用する処理年数及び処理方法に従い、退職給付費用の減額として処理します。

ただし、未認識年金資産を過去勤務債務又は数理計算上の差異とに合理的に区分できない場合には、その全額を数理計算上の差異とすることができます。

なお、数理計算上の差異について、発生の翌期から費用処理する方法を採用している場合でも、本件については適用年度から処理します。

(イ) ただし、平成16年10月1日以降平成17年4月1日前に開始する事業年度からの適用が可能です。

##### [経過措置]

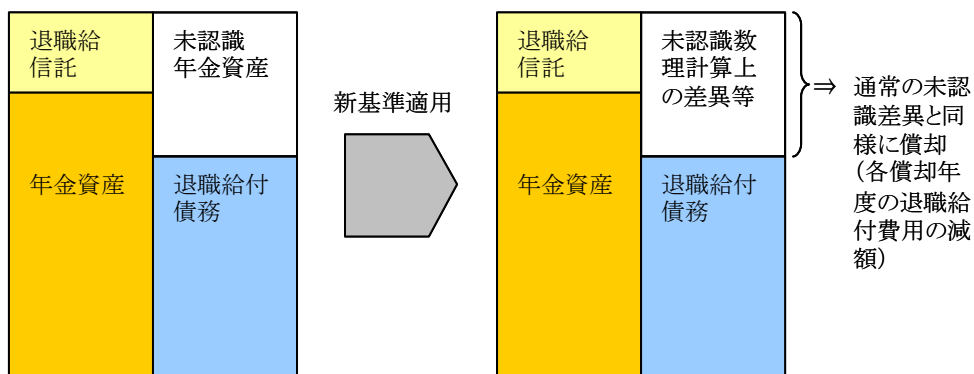
と同様。

(ウ) また、平成17年3月31日から平成17年9月29日までに終了する事業年度への適用も妨げられません。

##### [経過措置]

と同様。ただし、この場合は、適用年度の期首の未認識年金資産ではなく、適用年度の期末に未認識年金資産が存在する場合に、当該期末の未認識年金資産を用います。

改正2 を適用すると、適用年度より前に生じている未認識年金資産は、事業主への返還の有無にかかわらず、数理計算上の差異又は過去勤務債務として認識(退職給付費用の減額処理)が経過措置によって開始されます。一方、新基準適用後は未認識年金資産というものが発生しなくなりますから、積立超過であるかないかで、異なる会計処理を行うことはなくなります。また、年金資産が事業主に返還されても、返還に関するP/Lへの影響はなく、B/S上で資産の増加と前払年金費用の減少(または、退職給付引当金の積増し)として処理されることになります。



このように、関連する事項の改正がわずか半年足らずのうちに2回行われたことによって、多少分かり難い印象がありますが、最終的な姿としては、積立超過であるかないかで、異なる会計処理を行うことがなくなることとされました。

そもそも、積立超過分を未認識年金資産とする取扱いとしたこと理由は、次のように説明されています。

【退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 第四 4】

(平成10年6月16日 企業会計審議会)

...

なお、企業年金制度に基づいて積み立てられた年金資産の実際運用収益が期待運用収益を超過したときや給付水準の引下げにより退職給付債務が減少したときに、年金資産が当該企業年金制度に係る退職給付債務を超過することも考えられる。この場合において、その全額を退職給付債務から控除するときは、当該超過額を実質的に資産処理することにつながるが、外部に積み立てられている年金資産を企業の資産として認識することは適当でない。したがって、当該超過額は退職給付債務から控除できないこととした。また、当該超過額が将来退職給付費用の減少につながるとしても、一般的に年金資産の払戻しには制限があることから、企業への当該超過額の払戻しが行われな限り、これを利益として認識することはできないこととした。.....

ところが、『退職給付会計に関する実務指針(中間報告)』によって認められることになった退職給付信託では、積立超過となれば、超過部分について事業主返還が可能になります。このため、従来の会計基準では、積立超過の場合には、事業主は事業主返還をするだけで、恣意的に返還した年度の業績を底上げすることが可能になってしまいます。株高や代行返上が可能となったこと等のために、当初想定されなかったそのような事態が現実の問題として指摘されるようになったという訳です。

従来、退職給付会計基準の中でも、積立超過の場合の取扱いは、最も難解と言われていた部分です。それが、改正1の議論の中で、内容が解明され、明確化されたものと位置付けられます。そして、抜本的な解決として、結局改正2によって未認識年金資産の取扱いが廃止されたという流れと見ることができます。結果的に、退職給付会計基準が、相当分り良くなるという面があります。

退職給付会計の取扱いが、外部積立である年金資産を会社の貸借対照表に直接計上する会計処理方法と相違している点は基本的に次の3点です。

- 退職給付債務と年金資産の差額を貸借対照表に計上(退職給付引当金)
- 数理計算上の差異等の遅延認識(未認識差異)
- 積立超過分を会計上認識しない(未認識年金資産)

このうち、改正2によって、が廃止されたこととなります。は、両建て計上するか差額計上とするかの観点ですから、実質的に、のみが基本的な相違点となります。

## 今後の課題

以下に示すような課題が掲げられます。これらの検討にあたっては、国際的にも通用するような基準としての観点で、海外の会計基準の動向や論点も充分考慮することも重要と考えられます。

### ( ) 未認識債務の費用処理

改正2 において、企業会計基準委員会が公表した『結論の背景』の中に次のような課題認識が示されています。

・・・ 過去勤務債務及び数理計算上の差異は、平均残存勤務期間内の一定の年数ではなく、平均残存勤務期間により規則的に費用処理するよう変更すべきではないかという意見がある。

また、当該費用処理に関しては、海外の会計基準に鑑みて、原則として、各期の発生額についてそれぞれ毎期費用処理するという発生年度ごとに管理する方法ではなく、それらの残高を基礎として毎期費用処理するという発生年度ごとに管理しない方法とすべきではないかという意見もある。

このように、未認識債務の費用処理の方法に関する課題が掲げられます。

### ( ) 退職給付債務の計算方法

例えば、現在の基準では、退職給付債務の計算は期間定額基準を原則とし、支給倍率基準は適当ではないとされています。しかし、期間定額基準では、将来分の代行返上があった場合や、一定年齢以降は支給倍率が増加しないような制度の場合、制度上明らかに追加的な退職給付が発生しないと考える方が適当と思われる状態にある者についても、勤務費用が発生するという問題があります。また、能力・成果主義が強まる中で、将来の昇給の見通しを合理的に計算に織込むことが困難と感じられる場合もあります。このように、退職給付債務の計算方法について、これまでに分ってきた難点を整理して、より良い方法を探るべき時期ではないか、と考えます。

### ( ) 厚生年金基金の代行部分の取扱い

現在の基準では、厚生年金基金の代行部分について区分せずに同一の退職給付会計の基準を適用するとされています。

今回の改正2 において、企業会計基準委員会は、代行返上が可能となったこと等の『退職給付に係る会計基準』の設定当時には予測し得なかった大幅な変化が生じたことを理由として掲げています。代行部分については、代行返上が可能となったことに加えて、平成16年6月に成立した厚生年金保険法の改正によって、厚生年金基金の代行部分の中立化が行われ、代行部分については最低責任準備金を超える積立をする必要がなくなるという非常に大きな変化が生じていることもあります。これは、単なる変化というより、代行部分の基本的な性格が全く異なるものになったといえるレベルのものです。このような状況認識の下、代行部分の会計上の取扱いについても見直しが必要であろう、と考えます。

以上、引用部分を除いて、全て筆者の私見です。